

は不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。

三 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらかの方法をもってすることを問わずこれらの行為に参与すること。

四 政治的目的をもって、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。

五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参与し若しくはこれらの行為を援助し又はこれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。

六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動すること。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

八 政治的目的をもって、第五項第一号に定める選挙、同項第二号に定める国民審査の投票又は同項第八号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動すること。

九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的の参与すること。

十 政治的目的をもって、多数の人の行進その他示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。

十一 集会その他多数の人に接し得る場所では又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

とができない。

地方公務員法

(政治的行為の制限)

第三十六条① 職員は、政党その他の政治的団体の結成に参与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

② 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員が所属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的の参与すること。

三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金

掲示させその他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。

十三 政治的目的を有する署名は無署名の文書、図画、音盤又は形象を發行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するため著作し又は編集すること。

十四 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。

十五 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党をその他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。

十六 政治的目的をもって、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。

十七 なんらの名義又は形式をもってするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

⑦ この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行うべき行為を禁止又は制限すべきものではない。

⑧ 各省各庁の長は、法又は規則に定める政治的行為の禁止又は制限に違反する行為又は事実があつたことを知つたときは、違反行為の防止又は矯正のために適切な措置をとらなければならぬ。

公職選挙法

(特定公務員の選挙運動の禁止)

第三百三十六条 左の各号に掲げる者は、在職中、選挙運動をすることができない。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

③ 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそのかし、若しくはあつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に關してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

④ 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもって不利益な取扱を受けることはない。

⑤ 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

教育公務員特例法

(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限)

第二十一条の四

① 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

② 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

い。中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

二 裁判官

三 検察官

四 会計検査官

五 公安委員会の委員

六 警察官

七 収税官吏及び徴税の吏員

(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)

第三百三十六条の二① 次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員

二 日本道路公団、石油公団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫の役員若しくは職員又は首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員会委員、役員若しくは職員（以下「公団等の役員等」という。）

② 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもってする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもってする次の各号

に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に参与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に参与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

三 その地位を利用して、第九十九条の五（後援団体に關する寄附行為の禁止）第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に参与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申し、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申し、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第三百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすること